

徳島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットの制定等に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、徳島県警察のシンボルマーク及びシンボルマスコット（以下「シンボルマーク等」という。）の制定及び使用に関し必要な事項を定め、もって県民の理解と協力に支えられた県警察の確立に資することを目的とする。

（シンボルマーク）

第2条 シンボルマークの図柄及び主旨は、別図1のとおりとする。

（シンボルマスコット）

第3条 シンボルマスコットの図柄及び主旨は、別図2のとおりとする。

2 愛称は、「うずしお君」とする。

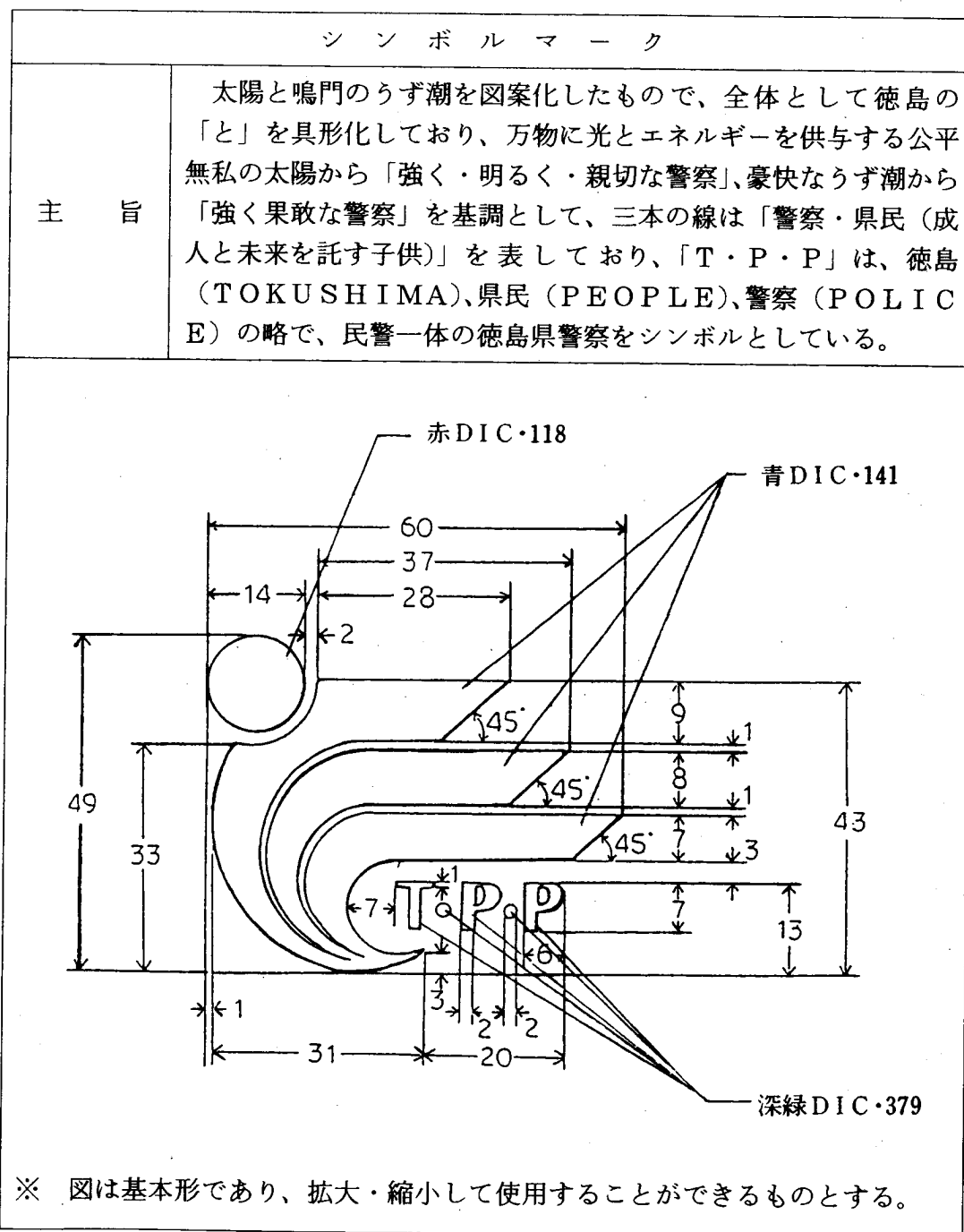
（使用）

第4条 シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年10月1日から施行する。

別図1



別図2

シンボル マスコット	
愛 称	うずしお君
主 旨	太陽が警察官の制帽を着用しているもので、太陽が万物に光とエネルギーを供与することから、南国徳島県における公平無私にして強く、明るく、親切的な警察を象徴させたもので、帽章部分にシンボルマークと同調させた豪快なうず潮を配して、警察の果敢な執行力を付加している。
色彩は、原則として 顔（口は白色）、手を黄色 足、制帽を青色 帽章の渦を青色と白色、それ以外を黄色 マントを赤色 とする。	